

膀胱がんを発生させるおそれのある化学物質に係る健康診断の項目

(1) 特定化学物質障害予防規則の抜粋

別表第三(第三十九条関係) ※一次健康診断項目

業務	期間	項目
(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 ジクロルベンジン及びその塩 四 アルファーナフチルアミン及びその塩 五 オルトートリジン及びその塩 六 ジアニシジン及びその塩 七 パラージメチルアミノアゾベンゼン 八 マゼンタ 九 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣 ^さ 検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣 ^さ のパパニコラ法による細胞診)の検査
(十四) オーラミン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣 ^さ 検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣 ^さ のパパニコラ法による細胞診)の検査 五 尿中のウロビリノーゲンの検査

(五十一)	次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務 一 四—アミノジフェニル及びその塩 二 四—ニトロジフェニル及びその塩 三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣 ^さ 検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣 ^さ のパパニコラ法による細胞診)の検査
-------	---	----	---

別表第四(第三十九条関係) ※二次健康診断項目

業務		項目
(一)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 アルファーナフチルアミン及びその塩 四 パラ—ジメチルアミノアゾベンゼン 五 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱 ^{ぼうこう} 鏡検査又は腎盂 ^う 撮影検査
(二)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ジクロルベンジン及びその塩 二 オルト—トリジン及びその塩 三 ジアニシジン及びその塩 四 マゼンタ 五 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱 ^{ぼうこう} 鏡検査
(十五)	オーラミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱 ^{ぼうこう} 鏡検査又

	他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	は肝機能検査
(四十八)	<p>次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務</p> <p>一 四—アミノジフェニル及びその塩</p> <p>二 四—ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>三 前各号に掲げる物をその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、膀胱^{ぼうこう}鏡検査又は腎盂^う撮影検査</p>

(2) オルトートルイジンの健康診断項目（特定化学物質障害予防規則の改正案）

別表第三（第三十九条関係） ※一次健康診断項目

業務	期間	項目
<p>(●)</p> <p>オルトートルイジン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>六月</p>	<p>一 業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>三 オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p> <p>五 尿中の潜血検査</p> <p>六 医師が必要と認める場合は、尿中のオルトートルイジンの量の検査、尿沈渣^さ検鏡の検査又は尿沈渣^さのパパニコラ法による細胞診の検査（尿中のオルトートルイジンの量の検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p>

別表第四(第三十九条関係) ※二次健康診断項目

業務		項目
(●)	<p>オルトートルイジン（これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱ぼうこう鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）</p>